

北海道住宅リフォームアドバイザー派遣事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、リフォームによる住宅の性能や生活の質の向上等により既存住宅の有効活用を促進し、住宅分野の脱炭素化を図ることを目的として、住宅の現況の簡易診断や改修のアドバイス等を行う者を派遣する「北海道住宅リフォームアドバイザー派遣事業」（以下「派遣事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱で用いる用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

（1）北海道住宅検査人

住宅の基本的な性能等に係る現況調査及び既存住宅の建築や改修に係る計画、設計並びに施工に係る助言等を行う専門的な知識を有する技術者として、一般社団法人北海道建築技術協会に登録された者。

（2）アドバイザー管理表

本要綱に基づき派遣事業に参加する者を掲載した管理表

（3）サポート事業者

アドバイザー管理表に掲載された北海道住宅検査人が所属する事務所。

（4）住宅相談窓口

一般財団法人北海道建築指導センターが開設する住宅所有者からのリフォーム等に関する相談対応や派遣事業、各種支援制度などについて情報提供を行う窓口。

（派遣事業の参加要件）

第3条 北海道住宅検査人が派遣事業に参加するための要件は次のとおりとする。ただし、知事が認めた場合は、この限りではない。

（1）建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく建築士事務所に所属していること。

（2）第4条の規定による講習会（以下「講習会」という。）を受講した者。

2 前項各号に該当する北海道住宅検査人が所属する建築士事務所でサポート事業者として派遣事業に参加できる事務所は次のとおりとする。ただし、知事が認めた場合はこの限りではない。

（1）建築士法（昭和25年法律第202号）における建築士事務所登録を受けていること。

（2）法人、その役員若しくは社員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員若しくは暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同法に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でないこと及び暴力団員若しくは暴力団関係事業者ではなくなった日から5年を経過していること。

（3）道税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

（4）本店の所在地が道内（個人の場合は事務所又は営業所の所在地が道内）にあること。

（講習会の開催）

第4条 知事は、派遣事業への参加に関し必要な事項やリフォームに関する情報について、必要な講習を開催する。

（派遣事業への参加）

第5条 派遣事業に参加しようとする建築士事務所（以下「申請事務所」という。）は、参加申込書を知事に提出する。

2 知事は、前項に基づき提出された参加申込書について、申請事務所が第3条に基づく要件を満たす

場合は、申込書を受理するとともに、次の事項をアドバイザー管理表に掲載し、掲載した旨を申請事務所（サポート事業者）に通知する。

- （１）サポート事業者の名称、所在地、連絡先
- （２）北海道住宅検査人の氏名、登録番号、有効期間
- （３）北海道住宅検査人の講習会受講日
- （４）参加期間

- ３ 知事はアドバイザー管理表に掲載された北海道住宅検査人（以下「アドバイザー」という。）及びサポート事業者の情報をホームページ等により公表する。
- ４ 派遣事業への参加期間は、サポート事業者に所属するアドバイザーが直近で講習会を受講した日より５年を経過する日が属する年度の末日までとする。
- ５ サポート事業者が前項の参加期間を超えて派遣事業への参加を希望する場合は、参加期間を経過する日までに所属するアドバイザーが講習会を再度受講し、サポート事業者が参加申込書を知事に提出する。

（掲載事項等の変更）

- 第６条 アドバイザー若しくはサポート事業者は、アドバイザー管理表に掲載された内容に変更が生じた場合、変更内容を知事に届け出なければならない。
- ２ 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかにアドバイザー管理表を更新するものとする。

（派遣事業参加の取りやめ）

- 第７条 アドバイザー、若しくはサポート事業者は、派遣事業への参加を取りやめようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

（派遣事業への参加の取消）

- 第８条 知事は、次の各号に該当した場合においては、アドバイザー管理表から該当するアドバイザー及びサポート事業者を抹消することが出来る。
- （１）前条に基づく届け出がされたとき。
 - （２）第３条の要件を欠いたとき。
 - （３）申請内容に虚偽があると認めるとき。
 - （４）そのほか知事が必要と認めたとき。
- ２ 知事は、前項の規定により参加を取り消した場合は、アドバイザー管理表から抹消された者および事業者に通知するものとする。

（アドバイザーの派遣）

- 第９条 住宅のリフォームを検討するもの（以下「相談者」という。）は住宅相談窓口等を通じ、アドバイザーの派遣を依頼することができる。
- ２ 知事は、サポート事業者に対し、アドバイザーの派遣を要請するものとする。
 - ３ 前項の要請を受けたサポート事業者はアドバイザー派遣が可能であれば、相談者と調整し、アドバイザーを派遣するものとする。

（遵守事項）

- 第１０条 アドバイザーおよびサポート事業者は、以下の事項を遵守しなければならない。
- （１）専門家として中立的な立場でアドバイスを行うこと。
 - （２）不必要な改修を勧める等、営業目的のアドバイスを行わないこと。

- (3) 本事業で知り得た個人情報を本事業の目的以外に使用しないこと。
- (4) 関係法令を遵守し、わかりやすく正確な情報提供を行うこと。

(リフォームアドバイザーの業務内容)

第 11 条 リフォームアドバイザー業務内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 相談者との現地調査日の日程調整
- (2) 相談者への既存住宅に関するヒアリング
- (3) 対象住宅の現地調査
- (4) 既存住宅の性能向上や活用促進を図るための口頭アドバイス
- (5) 実施報告書の作成及び相談者等への送付

2 次の各号に掲げる事項は、要綱に基づき派遣したアドバイザーが行う業務に含まれないものとする。

- (1) 改修工事に関する業者の紹介、発注及び見積書の比較検討をすること。
- (2) 居住者と近隣住民との間の紛争解決及び権利調整に関すること。
- (3) 既存住宅の瑕疵についての判断に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事業の趣旨に合致しないと認められること。

(費用)

第 12 条 アドバイザーの派遣に要する経費の負担については別に定める。

(連絡会議の設置)

第 13 条 本事業の円滑な実施にあたって関係機関と情報共有・調整等を行うため、連絡会議を設置する。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の運用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 本要綱は、令和 7 年 7 月 16 日から施行する。

北海道住宅リフォームアドバイザー派遣事業参加要領

第1 趣旨

この要領は、北海道住宅リフォームアドバイザー派遣事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、北海道住宅検査人が北海道住宅リフォームアドバイザー派遣事業（以下「派遣事業」という。）へ参加する際に必要な事項を定めるものとする。

第2 業務機関

- 1 実施要綱に基づく業務の一部は北海道が委託する機関（以下「業務機関」という。）が行うものとする。
- 2 業務機関は、業務を処理するため知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第3 北海道住宅リフォームアドバイザー技術者講習会の受講

実施要綱第4条の規定による北海道住宅リフォームアドバイザー技術者講習会（以下「講習会」という。）の受講を希望する者は、業務機関に講習会受講申込書（別記第1号様式）を提出する。

第4 派遣事業への参加

- 1 実施要綱第5条第1項の規定により派遣事業へ参加しようとする建築士事務所（以下「申請事務所」という。）は、参加申込書（別記第2-1号様式）及び誓約書（別記第2-2号様式）を業務機関に提出する。
- 2 前項の参加申込書の提出があった場合、業務機関は各号に該当する場合を除き参加申込書を受理するとともに、実施要綱第5条第2項に定められた事項をリフォームアドバイザー管理表（以下「管理表」という。）に掲載し、別記第3号様式により管理表へ掲載した旨を申請事務所（サポート事業者）に通知する。
 - （1）実施要綱第3条の要件を満たさないとき。
 - （2）申請内容に虚偽があると認めるとき。
 - （3）そのほか、知事と協議し、アドバイザー又はサポート事業者としてふさわしくないと認められるとき。

第5 管理表の掲載事項の変更

- 1 実施要綱第6条第1項の規定により管理表の掲載事項の変更を届け出ようとする者は、リフォームアドバイザー管理表掲載事項変更届（以下「変更届」という。）（別記第4号様式）を、業務機関に提出しなければならない。
- 2 業務機関は、前項の変更届を受理したときは、管理表を修正する。

第6 派遣事業参加の取りやめ

- 1 実施要綱第7条の規定により、派遣事業への参加を取りやめようとする者は、取りやめ届（別記第5号様式）を業務機関に提出しなければならない。

第7 派遣事業参加の取消

- 1 実施要綱第8条第1項の規定により管理表からアドバイザー及びサポート事業者を抹消したときは、業務機関は取消通知書（別記第6号様式）により相手方に通知する。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年7月16日から施行する。

北海道住宅リフォームアドバイザー派遣要領

第1 趣旨

この要領は、北海道住宅リフォームアドバイザー派遣事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第9条に基づく北海道住宅リフォームアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 アドバイザーの派遣

- 1 北海道が委託する機関（以下「業務機関」という。）は、実施要綱に基づくアドバイザーの派遣に係る事務を行う。
- 2 住宅のリフォームを検討する者（以下「相談者」という。）が実施要綱第9条第1項の規定に基づきアドバイザーの派遣を依頼するとき、住宅リフォームアドバイザー派遣依頼書（別記第1号様式）を業務機関に提出する。
- 3 業務機関は、前項の規定に基づく派遣の依頼があった場合、既存住宅の性能向上やリフォームによる既存住宅の活用促進、適切な維持管理のために必要と認めるときは、速やかに派遣の可否の決定を行うものとする。
- 4 前項により派遣を行うことを決定した場合、実施要綱第9条第2項の規定により、業務機関は速やかに、相談者が希望するアドバイザーが所属するサポート事業者に対して派遣依頼書（別記第2号様式）を送付する。
- 5 前項の依頼を受けたサポート事業者は速やかに承諾の可否を判断し、承諾する場合は相談者に対して承諾書（別記第3号様式）を送付する。
- 6 前項の承諾の通知の後、アドバイザーは速やかに相談者と現地調査日等の調整を行う。
- 7 現地調査日程が決定した後、アドバイザーは業務機関にその日程をメールで通知する。

第3 現地調査日程等の変更通知

- 1 第2の規定によりアドバイザーの派遣の決定を受けた相談者が、当該決定の内容を変更したいときは、原則、現地調査が実施される日の3日前（この日数の算定にサポート事業者の休日は含まない。）までに、アドバイザーに通知するものとする。
- 2 前項の通知があった場合、アドバイザーは速やかに相談者と日程等の再調整を図り、再決定した日程を業務機関にメールで通知する。

第4 派遣の取下げ

- 1 第2の規定によりアドバイザーの派遣の決定を受けた相談者が派遣の依頼を取り下げる時は、原則、現地調査が実施される日の3日前（この日数の算定にサポート事業者の休日は含まない）までに、アドバイザーに通知するものとする。
- 2 アドバイザーは、前項の通知を受けたときは、速やかに業務機関にメールで通知するものとする。

第5 アドバイザー派遣の中止

業務機関は、第2によりアドバイザーの派遣の決定を受けた相談者が派遣の趣旨に反し、若しくは派遣の目的を達成することができないと認めた場合又は次の各号に該当するときは、決定を中止することができる。

- （1）虚偽の申請その他行為によりアドバイザーの派遣の決定を受けたとき
- （2）その他不適当と認める事由が生じたとき

第6 アドバイザーの報告等

アドバイザーは、アドバイザー実施報告書（以下「報告書」という。）を作成し、現地調査を実施した日から14日以内に印刷したものを相談者に、そのデータを業務機関に提出しなければならない。ただし、年度内の提出期日は原則2月28日までとする。

第7 派遣後の対応

相談者は第6による報告書を受理した後、確認したい事項が生じた場合には、業務機関へその旨連絡する。

第8 秘密の保持

- 1 業務機関は、業務を処理するため知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 アドバイザーは、本事業により取得した個人情報を適切に管理するため、「個人情報の取扱いに関する特記事項」に準拠し、必要な措置を講じなければならない。

附 則

この要領は、令和7年7月16日から施行する。